

## 9 提言

### (1) 議会基本条例の制定

#### 提言 1 議会基本条例の制定について検討を行うものとする

##### (趣旨)

地方分権一括法の施行により自治体の権限は大きく拡大するとともに、自治体は国と対等の関係となり、自治体内部での議会の在り方も変化している。現に、本県議会においても近年の議会改革に伴い議会と執行機関との関係が以前と比べ大きく変化してきている。

本県における議会の役割、責務などを住民に明らかにしていくため、二元代表制を基本とし、議会と長との関係、議会と県民との関係等について規定する、いわば、議会に関する最高法規の性質を有する「議会基本条例」の制定について有識者などを交じえて検討を行うものとする。

##### (検討項目)

議会基本条例の制定に当たっては、下記の項目について検討を行うものとする。

#### ① 地方自治法上、条例で定める必要があるとされる事項

- ア 都道府県議会の議員の定数（地方自治法 90 条）
- イ 議決事件の追加（同法 96 条 2 項）
- ウ 政務調査費（同法 100 条 13 項及び 14 項）
- エ 定例会の回数（同法 102 条 2 項）
- オ 常任委員会の設置（同法 109 条 1 項）
- カ 議会運営委員会の設置（同法 109 条の 2）
- キ 特別委員会の設置（同法 110 条）

#### ② 現行の会議規則等との関係

- ア 会議規則を設けることを義務付け（地方自治法 120 条）
- イ 傍聴規則（同法 130 条）

#### ③ その他の規定事項

- ア 三重県議会の基本理念と基本方向
  - ・分権時代を先導する議会を目指して
  - ・三重県議会の五つの基本方向
- イ 議会・議員の権限
  - ・検閲、検査等（地方自治法 98 条）
  - ・調査権の行使等（同法 100 条）
  - ・議員の権限・権能（資料請求権、政策提言等）
  - ・議案の提出（議案の修正等）
- ウ 行政評価

## エ その他

- ・資産公開
- ・議会事務局の設置
- ・議長選挙
- ・会議録
- ・政策提言に関する取扱い
- ・申合わせ、先例等の取扱い

### (検討方法)

議会基本条例は、議会に関する最高法規たる性質を有することから、有識者、住民等の意見を幅広く参考にするものとし、次のいずれかの方法において検討を行うものとする。

#### ① 議長の私的諮問機関

議員、有識者、県民等を構成員とする議長の諮問機関を設置し、検討結果を報告書にまとめた上で議長に提出するものとする。報告書の提出を受けた議長は、その取扱いについて代表者会議に諮るものとする。

#### ② 特別委員会

構成員を議員のみに限定した上で公聴会、参考人、パブリックコメント等の方法で有識者、県民等の意見を取り入れるものとする。

### (行政評価に関する条例)

本県においては、行政評価制度を導入してはいるものの、同制度に関する条例は未だ制定されていない。

本県における現在の行政評価制度は、執行機関が自ら自己評価を行うものであるが、二元代表制の趣旨からすれば、執行機関に対する監視機能の役割を有する議会が行政評価制度に何らかの形で関与を行うべきである。

行政評価制度は、年々改良が加えられ、言わば、試行錯誤の繰り返しに伴うものであることから、行政評価制度の手続面を中心とした条例ではなく、議会基本条例の中において、議会と執行機関との在り方、議会の監視機能の観点から行政評価制度に関する事項を規定するべく検討を行うものとする。

#### (2) 議長の議会招集権

<p>提言 2 議会の招集権を議長にも付与するよう地方自治法の改正について要望していくものとする</p>
--

#### (趣旨)

地方自治法 101 条 1 項で議会の招集は長の専属的な権限とされている。しかし、

国の制度と異なる二元代表制を採る自治体においては、議会と長との相互けん制・抑制と均衡によって適切に行政運営が行われることが求められていることから、長のみならず議長にも招集権を認めるべきである。また、議会の意思決定は議決によらなければならない、議会がその意思決定を行う必要がある場合には、自らの議会の開催を自らが招集することは当然のことである。議長の議会招集権は、二元代表制の一方の機関である議会の自立性を高め議会の活性化を図っていく上でも必要であり、議会の招集権を議長にも付与するよう地方自治法の改正について国に要望していくものとする。

### (3) 議決事件の追加

#### 提言3 地方自治法第96条第2項の活用（議決事件の追加）に努めるものとする

##### (趣旨)

本県議会は、平成13年3月に「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」を議員提案で制定し、全国の都道府県でも初めて基本的な計画を議決事件としたところである。この件については、制定当時、いろいろな意見があり、議論がなされたところである。

従来、地方自治法96条2項の解釈については、議会の権限が同法96条1項の事項に限定され、同条2項によって議決権を拡張する余地はほとんどないと総務省を中心として解釈されてきた。しかし、現在では同様の条例は、都道府県の中では8県において制定されている。(平成16年9月末現在)

地方自治法96条2項の議決事件を追加するに当たり参考となる理論として、行政法上の「法律の留保論」に関する学説において近年有力となりつつある「本質性理論(重要事項留保説)」が挙げられる。(注1)

本県議会が定めた「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」は、まさに同理論を実践した条例とも言えるもの(注2)で、本県議会においても、同理論の掲げる本質性に関する判断基準に準拠し、議決事件となり得る事項について判断していくとともに、その追加に努めるものとする。

##### (注1)

「本質性理論(重要事項留保説)」の日本における提唱者である大橋洋一・九州大学教授は、同理論について著書(「行政法」有斐閣34ページ以下)の中で以下のとおり説明している。

「かつて侵害留保説を形成したドイツ法が1970年代以降確立した判例理論に、本質性理論と呼ばれる考え方がある。これは、本質的な決定は議会自らが下すべきであり、行政に委ねてはならないというものである。(中略)法定化の要否は以下で説明する二つの基準により判断される。

##### (a) 侵害留保原則の機能的拡張

これは、市民の権利利益の保護を目的として議会がコントロールを及ぼすという法治主義の観点に立って、基本的人権保障のために法律の根拠を要請するものである(中略)

##### (b) 基幹的組織・制度、基本的計画の法定化要請

これは、基本的行政施策に対して議会コントロールを及ぼすという民主主義の観点から、わが国行政システムにおける基本的決定に法律の根拠を要請するものである。例えば、原子力発電所の立地計画などは、エネルギー政策、土地利用政策、雇用政策上、将来のあり方を規定するだけに、議会の関与が要求される（中略）

上述のように、本質性理論は、侵害留保説を核として議会関与の範囲を拡大したものである。法定事項の決定は、上記の指針を参照して、個別の衡量の下に行うことが要求されている。（中略）したがって、本質性理論では、このような機能を備えた法律制定手続きで審議・決定するのにふさわしい事項は何なのか、という視点から留保事項を検討していくことが要請される。」

（注2）

また、同教授は、「テイクオフ行政法」（法学教室275号15ページ）の中で次のように述べている。

「・・・これまでは規制的・侵害的内容をもつ行政活動に対して法律・条例上の根拠を要請するという視点が中心的であった（侵害留保論）。今後は、こうした理解に加えて、基本組織編成の決定と基本計画決定の両者に法律・条例上の根拠を要請していくことが肝要である（本質性理論）。近時、北海道行政基本条例11条2項が「行政運営に関する基本的な制度及び政策の推進に関する基本的な事項」を条例事項と宣言し、三重県の条例が「県行政の基本的な施策に係る計画」を条例事項と規定したことなども、決して偶然ではない（三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例2条2号）。」

#### （4） 議事運営等の改善等（本会議、委員会、審議、調査等の在り方）

##### 提言4 議事運営等の改善等（本会議、委員会、審議、調査等の在り方）

- 4-1 三重県版クエスチョンタイムの導入を行うものとする
- 4-2 書面質問制の導入を行うものとする
- 4-3 議事運営等の弾力的な運用を図るものとする
- 4-4 議員が複数の常任委員会に所属することを可能とするとともに、議長は常任委員会に所属しないものとするよう地方自治法の改正について要望していくものとする
- 4-5 住民とのクエスチョンタイムの導入を行うものとする
- 4-6 タウンミーティングを積極的に行うものとする
- 4-7 特定政策課題のためのプロジェクトチーム（仮称）の設立に努めるものとする
- 4-8 県内調査方法の見直しを行うものとする
- 4-9 公聴会、参考人の活用を図るものとする

（趣旨）

住民代表機関として多様な住民の意見を統合する議会としては、住民の具体的な意見等が議会に反映される仕組みを創設するとともに、本会議や委員会等オープンな場での審議等を通じて多様な住民の意見を統合していくために、公聴会や参考人の活用

など、さらには委員会での県内調査方法の見直しやタウンミーティングの導入などを進めていくものとする。

#### (提言４－１ 三重県版クエスチョンタイムの導入を行うものとする)

第145回国会において国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムに関する法律が成立し、以降、国家基本政策委員会の合同審査会において与党党首である首相と野党党首とが党首討論を行ってきた（いわゆる日本版クエスチョンタイム）。

本県議会においても、二代表制下の議会審議の活性化に資するため、現行の代表質問とは異なる、以下のような三重県版クエスチョンタイムを導入する必要がある。なお、同制度を導入するに当たっては、議会事務局の充実を図るなど議会のサポート体制の強化を図る必要がある。

三重県版クエスチョンタイムは、本会議の場において会派代表者が知事に対して県政の基本政策に係る質問を行うことを想定している。この場合においては、知事に質問権を付与することを想定している。

#### (提言４－２ 書面質問制の導入を行うものとする)

質問は、議員が当該自治体の行政事務全般について行うものであり、議員固有の権限である。

しかし、現状においては、質問は口頭により行われることが原則とされているために、会議が開かれる日でなければ質問を行うことができず、それ故に議員の質問回数には自ずと制約が付されてくる。

さらに、委員会においては、議題となった案件及び自らが所属する委員会の所管事項以外については、行政事務一般に関する執行機関への質疑・質問は制限されてしまい、結果として議員固有の権限たる行政事務全般に関する執行機関への質問は制限されてしまう。

このような問題を解決する方策として、書面質問制を導入する必要がある。言論の府である議会において書面質問制を導入することは控えた方が良いとの考え方もあるが、書面質問は口頭質問とは異なり、会期中であれば会議の開催日にかかわらずに質問を行うことができるため、時間的制約による質問の制限を解消することができる。また、従来執行機関から口頭にて説明を受けてきた事項についても、書面質問制の導入に伴い文書による回答を受けることとなり、従来受けてきた説明よりもオープンな記録として回答が残るため、公式の回答として扱うことが可能となる。

従って、書面質問制については、議長の承認を経て書面質問が行えるべく会議規則を整備するものとする。なお、書面質問の乱発による執行機関の事務量の増大も懸念されることから、書面質問の量及び内容の適正を担保するために質問主意書の提出に関する議運の申し合わせ事項についても検討を行うものとする。

**(提言 4-3 議事運営等の弾力的な運用を図るものとする)**

数多くある議案の慎重な審議を行うとともに、公聴会の開催や参考人招致などを行うことにより幅広く関係者等の意見を聴くことが今後の議会活動の上で重要である。

議案等を直ちに委員会に付託することや、本会議と常任委員会の定例日を設けることにより委員会→本会議→委員会→本会議というサイクルを作り、数多くある案件を一括ではなく分割して審議することができるように、現行の定例会回数や会期日数についても検討を加え、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図るものとする。

**(提言 4-4 議員が複数の常任委員会に所属することを可能とするとともに、議長は常任委員会に所属しないものとするよう地方自治法の改正について要望していくものとする)**

現行の地方自治法 109 条では、議員は 1 箇の常任委員となるものと規定されており、「1 箇の常任委員となる」とは、必ず 1 箇の常任委員となるということと、2 箇以上の委員を兼ねることができないということの二つの意味を持つとされている。

しかし、議員の常任委員への就任など議会内部の在り方は、それぞれの議会がその状況に応じて自主的に定めるべきものである。

また、議長についても、議員の中に当然含まれるものとされ、議長も必ず 1 箇の常任委員となるものと解されている。

しかし、議会を代表する議長が議会の内部審査機関である常任委員会に所属しなければならない積極的な理由は見い出せない。一度委員に就任した上で議会の同意を得て辞任することができるという行政実例があるものの、法的な位置付けを明確にするべきである。

従って、議員が複数の常任委員会に所属することを可能とするとともに、議長は常任委員会に所属しないものとするよう地方自治法の改正について要望していくものとする。

**(提言 4-5 住民とのクエスチョンタイムの導入を行うものとする)**

条例案等の案件に関して意見のある住民等を広報媒体によって募集し、応募してきた住民と議員との間で意見交換を行う過程を通して住民の意見が政策に反映されるような制度を検討していくものとする。

**(提言 4-6 タウンミーティングを積極的に行うものとする)**

タウンミーティングとは、本来はアメリカにおいて行われていたものであり、町の問題について住民が集まり投票などを行う直接民主制の政治決定形態である。この最終報告におけるタウンミーティングとは、このような直接民主制のタウンミーティングではなく、本来のタウンミーティングの趣旨をできる限り尊重し、議員が地域に直接赴いて直接住民の意見を聴くという形態を想定している。

タウンミーティングについては、現行の地方自治法上も特に規定のないことから、

その実施を阻むものではなく、幅広く県民の意見を聴くためにも、積極的に行っていくべきである。開催方法としては、①県民局単位で開催し、②正副議長、常任委員長等が出席し、③テーマについては各地域にふさわしいテーマを選定するものとする。

#### (提言４－７ 特定政策課題のためのプロジェクトチーム（仮称）の設立に努めるものとする)

本県議会では、平成15年12月に、東紀州地域の活性化を調査するため、知事（執行機関）と協働で超党派の議員15名と執行機関10名からなる「東紀州地域経営創造会議」を設立した。

そして、現地調査や講演会、さらには先進他県を協働で調査したところであるが、平成16年11月には、今後協働で調査を進めていくためには議会から知事への提言が必要であるとして、東紀州地域経営創造会議の議員が知事に対して提言を行った。

このように、県民のニーズにこたえることや三重県が解決していかなければならない問題について議会が迅速に解決していかなければならないものもあり、このような課題の審議について議会は従来以上に機動性を求められつつある。

議会が機動的に議論を進めていくためには、議会においてプロジェクトチームを設置し、期限を設けて重点的に議論をしていくことなど、従来の定型的な委員会の形にとらわれない議論の場を設けることが必要である。

なお、本県議会では、予算と決算の一体審議の充実強化を図るため、全議員参加型の委員会として平成16年度から予算決算特別委員会を設置している。詳細については下記（注）を参照。

（注）

- ・ 予算案の審査についても、従来の常任委員会の分割付託から当委員会への一括付託とした。議案付託は、決算認定議案に加え、全ての予算案、予算関連議案とした。
- ・ 定数は、従来13名であったのを、議長及び監査委員である議員を除く全ての議員とし、全員参加型に変更した。
- ・ 審議の方法は、詳細審議を行うため、当委員会に6つの分科会を置き、付託議案の審査は、委員会で総括質疑→分科会での部局別審査→委員会での分科会報告→締めくくり総括質疑、討論、採決を基本とした。
- ・ 当委員会の開催場所は、全員協議会室とし、本会議と同様に、その配置を対面演壇方式とした。

#### (提言４－８ 県内調査方法の見直しを行うものとする)

委員会の県内調査については、委員長の判断により関係者など県民との意見交換を行っているが、今後は県民の意見を議会審議に反映させるため、委員長会議において県民との意見交換を行う場をできる限り設けるよう申し合わせを行うものとする。

#### (提言４－９ 公聴会、参考人の活用を図るものとする)

地方自治法109条4項では公聴会を開くこと、同条5項では参考人の出頭を求め

ることが認められている。

公聴会は、重要案件に関し、利害関係を有する者や住民などから直接に意見を聴くために開催されるものであるが、議長の承認及び公報掲載による公示手続を必要とするために（三重県議会委員会条例 21 条）時間を要し、会期の短い地方議会においては活用しにくいものである。そのため、新たに簡便な手続で民意を直接聴取する方法として国会と同様の制度を平成 3 年の地方自治法改正で追加し、公聴会制度以外に参考人制度が創設されたものである。

しかし、参考人制度は、その人選の過程において、当初から委員会により参考人が絞られているため、幅広く県民の声を聴くという観点から考えれば、公聴会における公募方式の方が望ましい。従って、三重県議会委員会条例 21 条に規定された公聴会開催の手続を簡略化し、ラジオ、インターネット、テレビ等による公示手続についても検討を行うものとする。

また、提言 4－8 で述べた県内調査方法の見直しとの観点から、地域（議事堂所在地以外）での公聴会及び参考人招致の実施についても検討を行うものとする。

## (5) サポート体制の充実

### 提言 5 サポート体制の充実

- 5－1 シンクタンク、諮問機関の設置を行うことができるよう地方自治法の改正について要望していくものとする
- 5－2 議会の監視機能、政策立案機能等をサポートする事務について法制上明確にするとともに、議会事務局の位置付けについて、地方自治法の改正を要望していくものとする
- 5－3 人事体制についての検討を行うものとする

### (趣旨)

議会は長に対する監視機能の一層の強化、政策立案機能の強化が求められていることから、サポート体制の充実を図る必要がある。

### (提言 5－1 シンクタンク、諮問機関の設置を行うことができるよう地方自治法の改正について要望していくものとする)

昨今の社会は高度に複雑化しており、行政課題について審議する場合、専門的な知識を必要とするとともに、住民に与える影響などを専門的に調査しなければ判断できない行政課題が増加している。

現行制度上、有識者、住民等の意見を聴く方法としては公聴会及び参考人制度があるが、これらの制度は、議会が一方的に意見を聴取するものであり、対等な立場で相互に議論し適正な判断や政策等を深めていくには不適當である。

中長期的な視点から自治体の政策の在り方等を総合的に検討し、政策等を提言していくために、与えられた課題に対して学識経験者などが自由に持論を展開できる諮問

機関などの附属機関の設置を行うことができるよう法改正を求めてゆくものとするとともに、法改正が行われるまでの間は、私的諮問機関の設置を行うものとする。

(提言 5-2 議会の監視機能、政策立案機能等をサポートする事務について法制上明確にするとともに、議会事務局の位置付けについて、地方自治法の改正を要望していくものとする)

地方自治法 138 条 7 項では「事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する」とされている。

しかし、議会事務局の仕事については、従来のように誤り無く議事を運営することに加え、これまで以上に監視機能、政策立案機能などをその業務内容とする調査部門、法制部門のウェイトが大きくなりつつある。現に、議会事務局が行っている事務と「議会の庶務」とは大きく乖離している。

従って、調査部門、法制部門などの議会の監視機能、政策立案機能等をサポートする事務について法制上明確にするとともに、議会事務局の位置付けについて、地方自治法の改正を要望していくものとする。

(提言 5-3 人事体制についての検討を行うものとする)

議会事務局職員の任命権者は議長であるが、執行機関との人事交流により 3 年程度で異動となるのが通例である。人事交流は長所、短所の両面があるが、今後、二元代表制の趣旨に基づき議会がその役割を果たしていけばいくほど、執行機関との対立は避けられないものであり、職員が議会及び議員をサポートするための環境を人事面において整備する必要がある。

従って、議会の政策提言機能の向上に寄与できる任用期間を定めた職員の採用や、議会による独自の議会事務局職員の採用など、人事体制について今後検討を行っていくものとする。

## (6) 専決処分の見直し

### 提言 6 専決処分の見直し

- 6-1 地方自治法に定める専決処分の要件から「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき」を削除するよう、同法の改正を要望していくものとする
- 6-2 不承認とされた専決処分については、知事に対し、可能な限りの原状回復への議案の提出等の具体的な措置を講ずる旨を義務付けるよう、地方自治法の改正を要望していくものとする
- 6-3 議会の委任による専決処分の委任内容については、議会自らが一定の間隔で見直すものとする

(趣旨)

専決処分は①長の専決処分（地方自治法179条）と②議会の委任による専決処分（地方自治法180条）とがあるが、とりわけ、①長の専決処分は、議会と長が共に住民代表として自治体行政を担う二元代表制であるにもかかわらず、長が議会に対して極めて優位となる仕組みである。

(提言6-1 地方自治法に定める専決処分の要件から「地方公共団体の長において議会の招集する暇がないと認めるとき」を削除するよう、同法の改正を要望していくものとする)

長が専決処分をできる条件として、地方自治法179条は次の4つの条件を規定している。

- ①議会が成立しないとき（在任議員の定数が議員定数の半分に満たない場合）
- ②地方自治法113条但し書の場合においてもなお会議を開くことができないとき
  - i) 地方自治法117条の規定による除斥のため半数に達しないとき
  - ii) 同一の事件につき再度招集しても半数に達しないとき
  - iii) 招集に応じても出席議員が半数を欠き議長において出席を催告しても、なお半数に達しないとき
- ③長において議会の招集する暇がないと認めるとき
- ④議会において議決すべき事件を議決しないとき

ほとんどの専決処分は、「③長において議会の招集する暇がないと認めるとき」をその処分の理由としている。

しかし、通信・交通手段の発達した現在、「議会の招集する暇がないと認める」場合は極めてまれであるにもかかわらず、多くの専決処分がこの理由を根拠として行われていることを考えると、長による専決処分の恣意的な運用が行われるおそれは否定できず、議会の権限が制約されていると言える。

また、専決処分は長だけの権限で行われるものであり、議会が承認しなくてもその効果に影響を与えないものと解釈されている。二元代表制の趣旨から議会のチェック機能を適切に果たしていくため、地方自治法179条に定める長の専決処分の要件から、「地方公共団体の長において議会の招集する暇がないと認めるとき」を削除するよう、地方自治法の改正を国に要望していく。

(提言6-2 不承認とされた専決処分については、知事に対し、可能な限りの原状回復への議案の提出等の具体的な措置を講ずる旨を義務付けるよう、地方自治法の改正を要望していくものとする)

長が専決処分を行った場合、次の議会において議会に報告を行い、議会の承認を得る必要がある。

しかし、議会が専決処分を不承認としても専決処分の効力に影響はなく、長に政治

的責任が残るのみと解されている。

従って、(提言6-1)の法改正が認められない場合も考え、地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認め専決した場合において、次の議会において、不承認とした場合には、長による報告、説明、可能な限りの原状回復への議案の提出等の具体的な措置を講ずる旨を義務付けるよう、地方自治法の改正を国に要望していく。

**(提言6-3 議会の委任による専決処分の委任内容については、議会自らが一定の間隔で見直すものとする)**

議会の権限のうち軽易な事項で議会の議決で決定したものは、長が専決処分できることとなっている(地方自治法180条)が、その委任内容については、議会自らが一定の間隔で見直すものとする。

## (7) 議員の調査権限等

### 提言7 議員の調査権限等

7-1 議員に一般的な資料請求権を付与するよう地方自治法の改正を要望していくものとする

7-2 議員個人の公設秘書の設置について要望していくものとする

(趣旨)

議員の監視機能の強化を図るに当たっては、サポート体制の充実とともに、議員の調査権限等を強化する必要がある。

**(提言7-1 議員に一般的な資料請求権を付与するよう地方自治法の改正を要望していくものとする)**

地方自治法100条による調査権の行使の主体は議会であり、議員個人が行使することはできない。地方自治法98条の検査、監査の請求、同法109条の常任委員会の調査も議員個人が行うことはできない。

しかし、執行機関と議会の情報量は比較にならないほど格差(情報の非対称性)があり、議会が幅広く充実した審議を行い、政策提言、チェック機能を果たしていくためには、議会を構成する議員による執行機関の持つ情報の入手を制度的に保障することが必要である。このため、議員に一般的な資料請求権を付与するよう地方自治法の改正を国へ要望していくものとする。

**(提言7-2 議員個人の公設秘書の設置について要望していくものとする)**

住民のニーズが多様化するとともに、住民のニーズの施策への反映、政策提言など議員活動は幅広くかつ専門的になってきている。このため、議員一人では十分な議員活動を行うことは困難となっており、議員が秘書的業務を行う者を雇用している

例も少なくない。このため、県議会議員においても議員活動をサポートするため、議会事務局の役割、体制等とも併せて検討しながら、中長期的課題として公設秘書の設置について制度改正を要望していくものとする。

## (8) 広報広聴機能の充実

### 提言 8 広報広聴機能の充実

- 8-1 住民の声を聴く方法（パブリックコメント等）の制度化に向けて検討していくものとする
- 8-2 会議等のテレビ中継は継続しつつも、委員会審議のインターネット中継を行うなど、進展するIT関連技術を活用した審議公開の方策をさらに検討するものとする

#### (趣旨)

議会が政策を立案・策定するに関しては、住民の意見をできる限り反映するとともに、政策の審議過程を公開することが重要である。

#### (提言 8-1 住民の声を聴く方法（パブリックコメント等）の制度化に向けて検討していくものとする)

本県議会においては、議員による政策条例づくりが積極的に行われてきている。この条例づくりに当たっては、各議員が住民の意見を聴取し、反映してきており、議員がパブリックコメントの機能を果たしている。

今後、直接的又は間接的に住民に利害を及ぼすばかりでなく、住民の権利の制限や住民に義務を課す条例について数多く検討され、提出されることが予想される。こうしたことから、本県議会においても、条例の審議過程を住民に明らかにするとともに、条例制定の手續面においても、事前に条例案を公表し、寄せられた住民の意見を考慮し最終案を策定していくことが必要である。このため、条例化を含め、住民の声を聴く方法の制度化に向けて検討していくものとする。

#### (提言 8-2 会議等のテレビ中継は継続しつつも、委員会審議のインターネット中継を行うなど、進展するIT関連技術を活用した審議公開の方策をさらに検討するものとする)

広報広聴活動の充実に関しては、分権時代の住民代表機関にふさわしい広報の在り方や県民からの政策提案その他の意見収集等の広聴を戦略的、体系的に行うための基本方針の策定等を検討する必要がある。

さらに、本会議等のテレビ中継は継続しつつも、委員会審議のインターネット中継を行うなど、進展するIT関連技術を活用した審議公開の方策をさらに検討するものとする。

(参考資料)

本県議会は、広報機能の充実に向けて以下のような取組を行ってきた。

1 住民にわかりやすい議会運営の推進

(1) 本会議のテレビ中継、本会議会議録の公開

- ア 代表質問と一般質問のリアルタイムテレビ中継
- イ 代表質問と一般質問のインターネットによる録画配信
- ウ 本会議会議録検索システム
- エ 本会議会議録速報版のホームページ掲載

(2) 委員会の公開、委員会会議録の公開、県外調査概要の公表

- ア 一般県民の常任委員会及び特別委員会の傍聴解禁、傍聴規則の緩和
- イ 一般県民の議会運営委員会の傍聴の解禁
- ウ 委員会会議録の閲覧及びホームページ掲載

(3) 正副議長の選出

正副議長の選出については、県民からみて、どのように決まったのか分かりにくいものであったため、役員改選協議会において、平成12年度から正副議長の選出は立候補制とし、所信表明会を開催した後、投票によって選出することとした。

(4) 文書の公開

文書公開については、平成9年10月1日から三重県情報公開条例の実施機関として平成9年4月以降に作成された公文書を対象に情報公開を実施し、平成12年4月からは、公開の対象を、保有し、組織的に用いるもの全てとした。

(5) 三重県議会ホームページ

平成15年3月に三重県議会ホームページの全面的リニューアルを行い、掲載内容、情報量の大幅増加、見やすさの大幅向上を図った。

2 住民が参加しやすい議会運営の推進

(1) 住民の議会への直接参加

- ア 政策提案制度の創設
- イ 県民と議会が直接ふれ合い、意見交換等ができる事業の実施
  - ・女性議会
  - ・中高生と県議会議員の語る会
  - ・ふるさと三重を共に創る県政テレビトーク
- ウ 議長の県民ふれあいトークの開催

(2) 傍聴規則の見直し

- ア 傍聴人の禁止制限規定などを大幅に見直し必要最低限なものとするとともに分かりやすい規定に改正
  - ・「傍聴人の取締り」を規則の目的から削除
  - ・傍聴人の住所、氏名等による特定の廃止
  - ・傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等の解禁

- ・児童、乳幼児の傍聴の解禁
- ・傍聴席に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項を整理し、分かりやすくした。

(3) 手話通訳の対応体制の整備

平成15年度定例会から、視覚障害者の方が会議を傍聴できる環境づくりを行っている。

(4) 議事堂のバリアフリー対策

正面玄関のスロープ化、誘導ブロック、音声ガイド装置の設置、多機能トイレへの改修等を行った。

(5) 傍聴者アンケートへの対応

傍聴者に対するアンケート結果に対応し、平成15年9月から、毎回、議案件名一覧、請願受理一覧、意見書案件一覧、決議案件一覧を配布するなど、傍聴者への配布資料を充実した。さらに、平成16年2月より、件名一覧から議案等の具体的内容を知りたい方のために、議案書、議案説明書、予算説明書、決算書などの書類を傍聴席入口に備え置き、容易に閲覧ができるようにした。